様式第十一号（第十条の十関係）

|  |
| --- |
| 廃止変更産業廃棄物処理業　　　届出書令和　　年　　月　　日甲府市長　　　　　　　　　殿届出者〒住　所氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）電話番号 　　　　年　　月　　日付け第　　　　　　　　　　 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止・変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第３項において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 |
|  |  新 | 旧 |
|  廃止した事業又 は変更した事項 の内容（規則第 10条の10第1項 第2号に掲げる 事項を除く。） |  |  |
|  変更した事項の内容（規則第１０条の１０第１項第２号に掲げる事項） |
| 　 | （変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
| （変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日　 | 本籍 |
| 役職名・呼称　　 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
| 　 |  | 　 |
|  | 　 |
| 廃止又は変更の理由 | 　 |
|  備考 　１　この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。 　２ 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、 　　この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

※提出された情報は、廃棄物処理法に基づいた事務のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。

様式第十七号（第十条の二十三関係）

|  |
| --- |
|  廃止変更特別管理産業廃棄物処理業　　　届出書令和　　年　　月　　日甲府市長　　　　　　　　　　殿届出者〒住　所氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）電話番号 　　　　年　　月　　日付け第　　　　　　　　　　 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止・変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の５第３項において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 |
|  |  新 | 旧 |
|  廃止した事業又 は変更した事項 の内容（規則第 10条の23第1項 第2号に掲げる 事項を除く。） |  |  |
|  変更した事項の内容（規則第１０条の２３第１項第２号に掲げる事項） |
| 　 | （変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 |
| （ふ　り　が　な）名　　　　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
| （変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日　 | 本籍 |
| 役職名・呼称　　 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
|  | 　 |
| 　 |  | 　 |
|  | 　 |
|  廃止又は変更の 理 由 |  |
|  備考 　１　この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の23第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。 　２ 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、 　　この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

※提出された情報は、廃棄物処理法に基づいた事務のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

甲府市長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

運搬車両の写真

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |
| 前面写真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。　　　注意事項　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。　　　　・ナンバープレートが確認できること。　　　　 |
| 側面写真 | 　　　注意事項　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。　　　　・名称等の車体の表示が確認できること 　　　　　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 　　　　　　　　収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 　　　　　　　　表示されていること。 　　　車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 　　　　　　　　写真も添付すること。 |
|  | 撮影 | 　　年　　月　　日 |